

## 葛城市学校給食センターから排出する食物残渣等の堆肥化業務仕様書

1. 業務概要 葛城市学校給食センターから排出する食物残渣等を収集運搬し堆肥化すること  
でごみの減量化及び再生利用の促進を図る。
2. 食物残渣収集場所 葛城市学校給食センター 葛城市寺口 1666-1
3. 業務期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日
4. 支払方法 委託代金の支払いは、月毎の業務委託完了引渡後とし、請求後30日以内に  
支払う。
5. 関係法令等の遵守 受託者は、業務の遂行にあたり充分に関係法令等を遵守すること。
6. 業務内容

### (1) 収集運搬方法

- ①学校給食センターから排出する食物残渣等の契約期間中の見込として重量は最大約  
22,000kg、収集回数は最大66回とする。
- ②学校給食センター内に200Lの専用カートを必要量配置する。
- ③食物残渣が直接投入された専用カート回収し、空のカートを配置する。
- ④1カートあたりの食物残渣等の重量は上限80kgを目安とする。
- ⑤回収回数は週2回を原則とし、長期休暇や祝祭日等の諸事情がある場合は  
担当者と協議のうえ決定する。
- ⑥回収残渣量は、学校給食センターが発行する給食残渣処理依頼票と照合の上、月報  
にして葛城市に提出すること。ただし、月報の様式は任意とする。
- ⑦車輛の通行ルート駐車場所等については 充分配慮すること。

### (2) 堆肥の提供

この事業は葛城市一般廃棄物基本計画でごみの減量化、リサイクルの推進のために  
位置づけられた事業であり、その推進に資するため、本業務において製造した堆肥  
を袋詰め（1袋20L、5～10kg程度）し、葛城市に無償にて提供するものとする。

（運送費を含む）

提供数量、提供日時については学校給食センターの指示による。

## 7. 本業務に必要な資格等

- ・ 荷卸し地（処分地）の一般廃棄物収集運搬業許可
- ・ 処分地の一般廃棄物処分業許可
- ・ 処分地の一般廃棄物処理施設の設置許可
- ・ 再生利用事業登録